

# I 組織及び運営

## 1 人事委員会

### (1) 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、都道府県及び指定都市は条例で人事委員会を置くこととされており、本県においては、山梨県人事委員会設置条例（昭和26年条例第30号）により、昭和26年6月6日に設置された。

### (2) 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、次のとおりである（法第8条第1項）。

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- カ 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- キ 職階制に関する計画を立案し、及び実施すること。
- ク 職員の給与がこの法律及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- ケ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- コ 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- サ 前2項目に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- シ 前各項目に掲げるものを除く外、法律又は条例に基づきその権限に属せしめられた事務

### (3) 人事委員会の構成

人事委員会は3人の委員で構成され（法第9条の2第1項）、委員は議会の同意を得て知事が選任する（法第9条の2第2項）。

委員の任期は4年（任期中に委員の交代があった場合には、前任者の残任期間）（法第9条の2第10項）。

委員長は委員の選挙により選出され、委員会を代表する（法第10条）。

平成25年3月31日現在の委員は次のとおりである。

職名	氏名	勤務形態	任期	摘要
委員長	小俣 二也	非常勤	平成23年 3月15日～25年12月27日（1期目） （委員長 平成24年8月9日～）	医療法人役員
委員	石川 善一	非常勤	平成24年 7月10日～28年 7月 9日（1期目）	弁護士
委員	中矢 恵三	非常勤	平成24年 7月24日～28年 7月23日（2期目）	会社役員

※小俣委員の任期は、前任者の残任期間である。

#### (4) 人事委員会の運営

委員会の会議は、原則として委員全員の出席により開催され、議事は出席委員の過半数により決する（法第11条）。

人事委員会の平成24年度の会議開催回数は23回で、付議した議案等の件数は、議案68件、報告17件、その他3件、計88件となっており、その内容は、次のとおりである。

回数	開催年月日	議 案 等
2177	24.4.5	(議 案) 1 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正の件 2 山梨県学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正の件 (報 告) 1 苦情相談の実施状況の件 2 第79回(平成24年度)山梨県警察官A採用試験の第1次試験試験会場決定の件 3 選考採用実施の件
2178	24.4.25	(議 案) 1 平成24年度山梨県職員等採用試験の試験職種別採用予定人員決定の件 2 平成24年度山梨県職員採用上級試験実施細目決定の件 (報 告) 1 任用候補者選択結果の件 2 解雇予告除外認定の件 3 平成24年職種別民間給与実態調査の実施の件
2179	24.5.18	(議 案) 1 第79回(平成24年度)山梨県警察官A採用試験第1次試験合格者決定の件 (報 告) 1 選考採用実施の件
2180	24.6.8	(議 案) 1 平成24年度山梨県職員採用上級試験の採用予定人員変更の件 2 平成24年度山梨県職員採用初級試験、資格免許職職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験実施細目決定の件 3 第80回(平成24年度)山梨県警察官A及び警察官B採用試験実施細目決定の件 4 身体障害者を対象とした平成24年度山梨県職員採用選考試験実施の件 5 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の告示の一部改正の件 (報 告) 1 第79回(平成24年度)山梨県警察官A採用試験第2次試験合格者の件
2181	24.6.29	(議 案) 1 山梨県職員採用試験第1次試験合格者数決定基準の変更の件 2 平成24年度山梨県職員採用上級試験第1次試験合格者決定の件 (報 告) 1 対県共闘会議の山梨県人事委員会勧告に対する申し入れの件 2 第120回全国人事委員会連合会総会の状況の件
2182	24.7.20	(議 案) 1 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正の件 2 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正の件 3 特殊勤務手当に関する規則の一部改正の件 4 第79回(平成24年度)山梨県警察官A採用試験採用候補者名簿確定の件 5 平成24年度山梨県職員採用試験日程変更の件 6 採用選考における採用辞退者対策について

2183	24. 8. 9	(議案) 1 委員長の選任並びに委員長職務代理者の指定の件 2 山梨県職員採用上級試験第2次試験合格者数決定基準の設定の件 3 平成24年度山梨県職員採用上級試験第2次試験合格者決定の件
2184	24. 8. 31	(議案) 1 平成24年度山梨県職員採用上級試験の採用予定人員変更の件 2 平成24年度山梨県職員採用上級試験最終合格者の決定及びこれに基づく採用候補者名簿確定の件 3 採用候補者選考実施の件 4 警察官昇任試験昇任候補者名簿確定の件 (報告) 1 平成24年人事院勧告の概要の件 2 対県共闘会議の山梨県人事委員会勧告に対する申し入れの件
2185	24. 9. 14	(議案) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告の件
2186	24. 9. 20	(議案) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告の件
2187	24. 9. 28	(議案) 1 第80回(平成24年度)山梨県警察官A及び警察官B採用試験第1次試験合格者決定の件 2 身体障害者を対象とした平成24年度山梨県職員採用選考試験第1次試験合格者決定の件 3 身体障害者を対象とした平成24年度山梨県職員採用選考試験実施細目変更の件 4 職員の給与等に関する報告及び勧告の件 (報告) 1 解雇予告除外認定の件
2188	24. 10. 5	(議案) 1 平成24年度山梨県職員採用初級試験、資格免許職職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験第1次試験合格者決定の件 2 職員の給与等に関する報告の件
2189	24. 10. 9	(議案) 1 職員の給与等に関する報告の件
2190	24. 10. 19	(議案) 1 山梨県職員の給与に関する規則の一部改正の件 (報告) 1 第80回(平成24年度)山梨県警察官A及び警察官B採用試験第2次試験合格者の件
2191	24. 11. 8	(議案) 1 特殊勤務手当に関する規則の一部改正の件 2 平成24年度山梨県職員採用初級試験の採用予定人員変更の件 3 平成24年度山梨県職員採用初級試験、資格免許職職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験最終合格者決定並びにこれに基づく採用候補者名簿確定の件 4 身体障害者を対象とした平成24年度山梨県職員採用選考試験最終合格者決定の件
2192	24. 11. 30	(議案) 1 第80回(平成24年度)山梨県警察官A及び警察官B採用試験採用候補者名簿確定の件

2193	24.12.19	(議案) 1 意見聴取の件
2194	24.12.28	(議案) 1 人事委員会事務局職員の人事の件
2195	25.2.1	(議案) 1 平成25年度山梨県職員、小中学校事務職員及び山梨県警察官採用試験日程決定の件 2 転任(転職)承認の件 3 転任(転職)承認の件 (その他) 1 平成25年度採用試験の見直し(案)の件 2 高齢層職員の給与抑制に係る昇格時の対応号給の見直しの件
2196	25.2.19	(議案) 1 意見聴取の件 2 山梨県職員の給与に関する規則の一部改正の件 3 山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正の件 4 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正の件 5 平成25年度山梨県警察官採用試験の採用予定人員及び受験資格決定の件 6 第81回(平成25年度)山梨県警察官A採用試験実施細目決定の件 (報告) 1 平成24年4月時点におけるラスパイレス指数について (その他) 1 職員採用上級試験2次、3次試験の個別面接における試験方法の改善の件
2197	25.3.1	(議案) 1 山梨県職員の給与に関する規則の一部改正の件 2 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正の件 3 昇任候補者選考実施の件 4 採用候補者選考実施の件 (報告) 1 大月警察署長の9級格付けの件
2198	25.3.15	(議案) 1 職員の任用に関する規則の一部改正の件 2 公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部改正の件 3 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正の件 4 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正の件 (報告) 1 解雇予告除外認定の件
2199	25.3.25	(議案) 1 昇任候補者選考実施の件 2 採用候補者選考実施の件 3 一般任期付職員任期更新承認の件 4 山梨県職員の給与に関する規則の一部改正の件 5 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正の件 6 寒冷地手当支給規則の一部改正の件 7 特殊勤務手当に関する規則の一部改正の件 8 地域手当に関する規則の一部改正の件 9 人事委員会事務局職員の人事の件

## (5) 規則・告示の制定、改廃の状況

職員の任用、勤務条件及び事務局の運営等について、人事委員会が平成24年度中に制定し、又は改廃した規則、告示は次のとおりである。

### ア 規 則

規則番号	公布年月日	規 則 名	概 要
(平成24年)第14号	24. 4. 12	山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	・児童福祉法及び障害者自律支援法の一部改正に伴う人事院規則の改正により、所要の改正を行う。
第15号	24. 4. 12	山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	・児童福祉法及び障害者自律支援法の一部改正に伴う人事院規則の改正により、所要の改正を行う。
第16号	24. 7. 26	山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	・人事院規則のドナーとなる場合の特別休暇の要件内容の拡大に伴う改正の内容に準じて所要の改正を行う。
第17号	24. 7. 26	山梨県学校職員勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	・人事院規則のドナーとなる場合の特別休暇の要件内容の拡大に伴う改正の内容に準じて所要の改正を行う。
第18号	24. 7. 26	特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	・人事院規則の福島第一原子力発電所周辺の区域設定を見直しに伴う法改正により、所要の改正を行う。
第19号	24. 11. 1	山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	・新県立図書館開館に伴い、その整備を所掌していた新図書館建設室が廃止され、併せて新図書館建設室長の職も廃止となるため、所要の改正を行う。
第20号	24. 11. 15	特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	・原子力規制委員会の設置による法施行に伴う人事院規則の改正により、所要の改正を行う。
(平成25年)第1号	25. 2. 28	山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	・山梨県人事委員会の平成24年10月9日付けの給与に関する報告及び人事院規則の改正により、所要の改正を行う。
第2号	25. 2. 28	山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	・山梨県人事委員会の平成24年10月9日付けの給与に関する報告及び人事院規則の改正により、所要の改正を行う。
第3号	25. 2. 28	山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	・山梨県人事委員会の平成24年10月9日付けの給与に関する報告及び人事院規則の改正により、所要の改正を行う。
第4号	25. 3. 21	山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	・警察本部の組織改正及び人事異動に伴い、管理職手当支給区分表の改正を行う。
第5号	25. 3. 21	山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	・警察本部の組織改正及び人事異動に伴い、管理職手当支給区分表の改正を行う。
第6号	25. 3. 25	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	・小中学校事務職員採用試験の受験可能年齢の引き上げ及び職員採用中級試験の試験職種の削除等により、所要の改正を行う。
第7号	25. 3. 25	公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	・山梨県職員を派遣する団体の追加及び派遣先団体の解散に伴い、所要の改正を行う。

第 8号	25. 3. 25	山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	・障害保健福祉施策を講ずるための法改正に伴い、「障害者自立法等」の一部が改正され、法の題名を改正されたことに伴い、所要の改正を行う。
第 9号	25. 3. 25	山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	・障害保健福祉施策を講ずるための法改正に伴い、「障害者自立法等」の一部が改正され、法の題名を改正されたことに伴い、所要の改正を行う。
第10号	25. 3. 29	山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	・組織改編に係る職の設置及び廃止に伴い、所要の改正を行う。
第11号	25. 3. 29	山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	・警察本部の組織改正及び人事異動に伴い、管理職手当支給区分表の改正を行う。
第12号	25. 3. 29	寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則	・教育職員の派遣研修の終了等に伴い、所要の改正を行う必要がある。
第13号	25. 3. 29	特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	・「銃器犯罪捜査従事手当」の支給対象に、暴力団員等から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対して行う保護対策の業務を加えるとともに、同手当の支給額を地方財政計画上の措置額（地財単価）と同額に改定する。
第14号	25. 3. 29	地域手当に関する規則の一部を改正する規則	・職員の派遣研修の終了等に伴い、所要の改正を行う。

## イ 告 示

告示番号	公布年月日	告 示 名	概 要
(平成24年) 第1号	24. 6. 18	口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示	職員採用選考の実施に伴い、口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等を追加

(6) 条例・規則の制定に伴う意見等

ア 条例制定に伴う意見

法第5条第2項の規定により、職員に関する条例を制定又は改廃しようとするときは、県議会は人事委員会の意見を聞かなければならないとされている。平成24年度中は以下の条例制定に伴い意見を求められた。

意見提出 年月日	議案 番号	件名	条例の概要	意見
24. 12. 19	第 132 号議案	山梨県職員の退職手当に関する条例等改正の件	退職給付に係る官民格差を是正するため、国家公務員退職手当法の一部が改正されたこと鑑み、所要の改正を行う。	適切と考える。
25. 2 .20	第 42 号議案	特別職の職員の退職手当に関する条例及び山梨県教育委員会教育長の給与等に関する条例中改正のうち教育長に係るもの	一般職の県職員の退職手当の改定に鑑み、教育長の退職手当の支給割合の改定を行う。	適切と考える

イ 規則等制定に伴う協議

条例の規定により、任命権者等が規則等を制定又は改廃しようとするときは、あらかじめ人事委員会に協議しなければならないとされているものについて、平成24年度中には、該当するものがなかった。